

社会福祉法人矢吹厚生事業所
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人矢吹厚生事業所（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 非常勤役員等については、別表1により報酬を支払うことができる。
- 3 同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。
- 4 非常勤役員等について、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬額)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 報酬については、別表第1に定める額を支給する。
- 3 非常勤役員等が職務のため出張したときは、職員等旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 月額報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日または金融機関の定休日にあたる場合はその前日に繰り上げて支払う。
 - (2) 日額報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この規程の一部を改訂し、平成29年6月23日から実施する。

この規程を改訂し、平成29年12月7日から実施する。

この規程の一部を改訂し、平成30年3月30日から実施する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事長

	月 額
理事会等への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(5) 評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	3,000円
苦情解決第三者委員会への出席	3,000円

※ただし、上記の金額から所得税を控除した額を支給する。